

総 発 第 57 号
2009 年 5 月 11 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会

実務対応報告公開草案第 31 号（実務対応報告第 15 号の改正案）
「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い（案）」に係るコメントについて

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本年 4 月 10 日に貴委員会より公表されました公開草案につきまして、当会において検討致しました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮頂きたく、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

今回の改正は、試行排出量取引スキームにより政府から取得する無償排出枠の取扱いに關してのものであり、排出枠の売却代金を、排出枠が当該スキームに参加する複数年度を通算して目標達成が確実と見込まれた時点まで未決算勘定とする処理案について、現時点で特段の違和感はない。今後実務が徐々に定着すると思われるので、第 4 項(3)での「目標達成の確実性」の判断基準を明確にするなど、随時見直しを行っていただきたい。

第 4 項の注 11、注 12 における、試行排出量取引スキームにおける排出クレジットの費用化に関しては、外形的な基準（政府の目標達成確認システムによって償却された時点）で処理することとなっており、現時点では恣意性の入り込む余地がなく、実務的にもわかりやすい処理であると考えます。しかしながら、ボローイングなどは、期末時点でその原因が存在しかつ将来発生する可能性が高いという引当の要件を満たすものであると考えられ、将来的には経理処理の見直しが必要になるものと思料する。

以 上